

「年金ライフガイド」(2025年4月版) 【追補】

雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和7年8月)

(30頁) 表1が次のように変わりました。

●表1 基本手当の給付率(令和7年8月～令和8年7月、毎年8月に見直し)

賃金日額	3,014円以上 5,340円未満	5,340円以上 11,800円以下	11,800円超 13,140円以下	13,140円超
給付率				
60歳未満	80%	80%～50%		50%
60歳以上65歳未満	80%	80%～45%	45%	

※賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は45～59歳 17,740円、60～64歳 16,940円、基本手当日額は45～59歳 8,870円、60～64歳 7,623円です。

雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更(令和7年8月)

(33頁) 本文中、中段右から3行目・13行目・16行目および下段右から13行目の「37万6,750円」が「38万6,922円」になります。